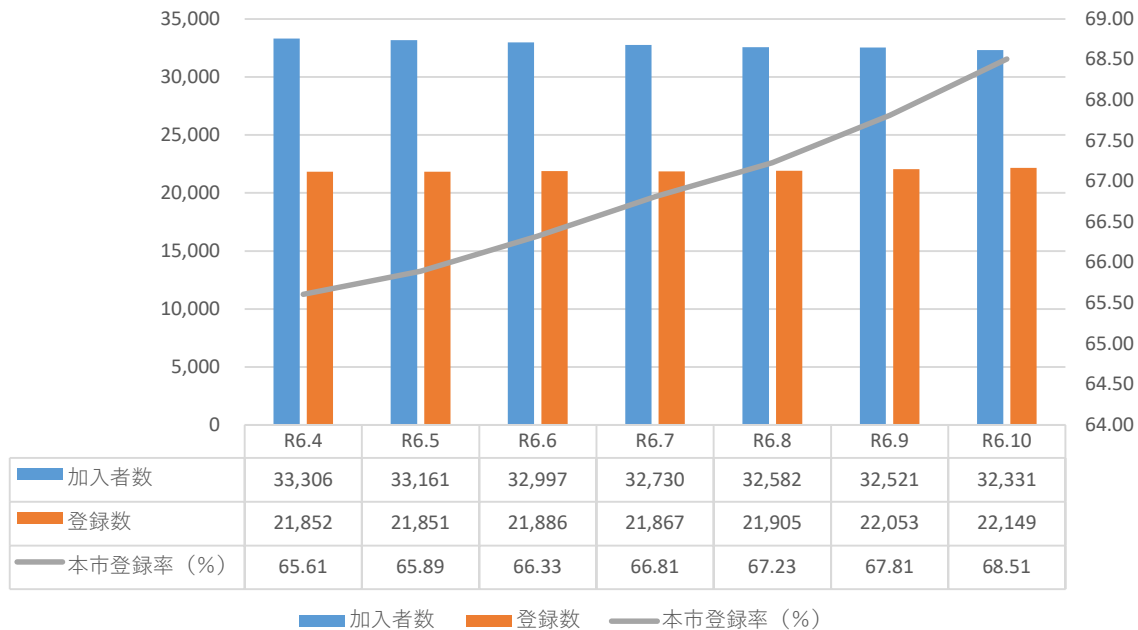


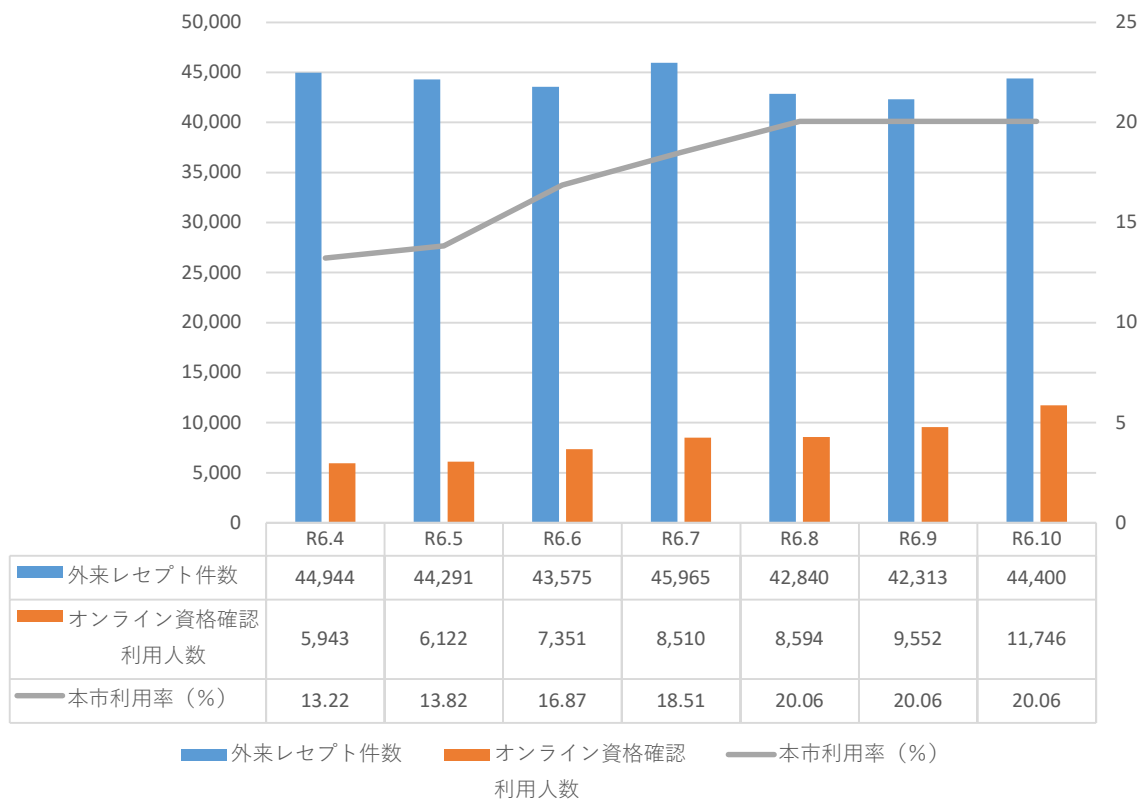
マイナ保険証への移行状況について

◆国民健康保険中央会より報告

マイナ保険証登録状況（鳥取市国保）



マイナ保険証利用状況（鳥取市国保）



健康保険証はマイナ保険証へ！

12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証（マイナ保険証）として利用することを基本とする仕組みに移行します。

問い合わせ先 鳥取市コールセンター ☎ 0857-22-8111 ☎ 0857-20-3170

今の保険証はどうなるの？



ご安心ください！

発行済みの保険証は、有効期限まではこれまでどおり、医療機関などで使用することができます。



本市の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている人は、保険証の有効期限が令和7年7月31日までです。

また、他の健康保険組合の保険証は最長で令和7年12月1日まで使用可能です。詳しくは各保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用方法を教えて！



マイナ保険証を利用するためには、最初に**利用登録**が必要です

- ・医療機関・薬局（カードリーダー）
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行 ATM
- ・市役所

（マイナポータルのサポートをします）
上記で登録が可能です。登録には4桁の暗証番号が必要になります。

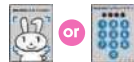
1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
※マイナ保険証で受診する場合は、毎回受付が必要です。



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



3 同意の確認

診察室などでの診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了

カードを忘れずにお持ちください。

医療費を節約できる

現行の保険証よりも、自己負担が低くなります。

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

窓口で限度額を超える支払いが不要に

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証を利用するには、電子証明書が「有効」となっている必要があります。

マイナンバーカード作成時に発行した電子証明書は、発行から5回目の誕生日で更新が必要です。更新のお知らせが届いた、有効期限がすでに切れている、暗証番号の再設定が必要な場合などは、窓口での手続きをお願いします。

手続きは市民課や各総合支所のほか、以下の郵便局でも可能です。ご本人がマイナンバーカードと本人確認書類（運転免許証など）を持ってお越しください。

場 所：鳥取本町郵便局、鳥取湯所郵便局、鳥取湖北郵便局
時 間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（祝日、12月28日～1月3日）を除く

SO
5Q
PU

鳥取市報

11月号

巻頭特集

合計：179,670人 [- 20]
世帯数：82,160 [+ 39]
令和6年10月1日現在 []内は前月比

■鳥取市役所

☎ 0857-22-8111(代)
☎ 0857-20-3040
〒680-8571 (郵便物は郵便番号と署名のみで届きます)
本 庁 舎 幸町71番地
駅 南 庁 舎 富安二丁目138番地4
下水道庁舎 秋里903番地

■各総合支所

国府 ☎ 0857-39-0555 ☎ 0857-27-3064
福部 ☎ 0857-30-8662 ☎ 0857-74-3714
河原 ☎ 0858-76-3111 ☎ 0858-85-0672
用瀬 ☎ 0858-87-2111 ☎ 0858-87-2270
佐治 ☎ 0858-88-0211 ☎ 0858-89-1552
気高 ☎ 0857-82-0011 ☎ 0857-82-1067
鹿野 ☎ 0857-84-2011 ☎ 0857-84-2598
青谷 ☎ 0857-85-0011 ☎ 0857-85-1049

お持ち帰り用の市報を、地区公民館などに設置しています。本市公式ウェブサイトでもご覧いただくことができます。



鳥取市コールセンター
☎ 0857-22-8111
(市代表番号と同じ)

☎ 0857-20-3170 ☎ tor-call@city.tottori.lg.jp

年中無休 (開庁日) 午前8時30分～午後6時
(開庁日) 午前9時～午後5時
(外国語の問合せ) 午前9時～午後5時

防災行政無線の内容は電話で確認できます

放送内容の確認をしたいときは、下記番号へお電話ください。
※本庁舎から一斉放送したものに限りです。

☎ 0857-21-6100

とっとり市報 2024.11

マイナ保険証

を持っていない人などには

「資格確認書」
を交付します



「資格確認書」とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録（申し込み）をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。保険証の代わりとして交付されます。

- 氏名、被保険者記号・番号、有効期限などが記載されています。
- 有効期限が終了する際は更新されます。
- 有効期間は、各保険者が設定します。

イメージ



現在の保険証の代わりに

「資格確認書」で保険医療を受けることができます

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すれば、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。

交付する人

- マイナ保険証を持っていない人
▶ マイナンバーカードを持っていない人
▶ マイナンバーカードを持っているが、保険証として利用するための登録（申し込み）をしていない人 など
- マイナ保険証を持っているが、要介護高齢者、障がい者などでマイナ保険証で受診が難しい人（申請により交付）

交付するとき

- 12月2日以降、新規に資格を取得したときなど
- お持ちの保険証の有効期限が過ぎるとき（有効期限前に交付します）

マイナ保険証

を持っている人には

「資格情報のお知らせ」
を交付します



「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録（申し込み）をした人へ資格情報をお知らせするものです。

- 氏名、被保険者記号・番号などが記載されています。

医療機関でマイナ保険証が利用できないときは

「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示してください

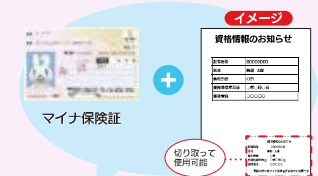
マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示すれば、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。また、「資格情報のお知らせ」の代わりに、スマートフォンでマイナポータルの「健康保険証」の情報の画面を出し、マイナ保険証と一緒に提示しても医療を受けられます。

交付する人

- マイナ保険証を持っている人

交付するとき

- 12月2日以降、新規に資格を取得したときなど
- 70歳以上の人で、負担割合が変更になったとき



資格情報のお知らせ
窓口ではセットで！



詳細はこちら
(本市公式ウェブサイト)



マイナ
ナンバーカードを
お持ちでない人は

この機会に、便利なマイナ
カードを作成ませんか？

スマートフォンなどから自分で申請できるほか、市民課や各総合支所の窓口でも申請でき、顔写真撮影も無料で行っています。ご本人の外出が難しい場合は、職員がご自宅や施設に伺い、申請の受付を行うことができます。市民課にご相談ください。

申請からおおよそ1〜2カ月ほどでカードの受け取りが可能です。

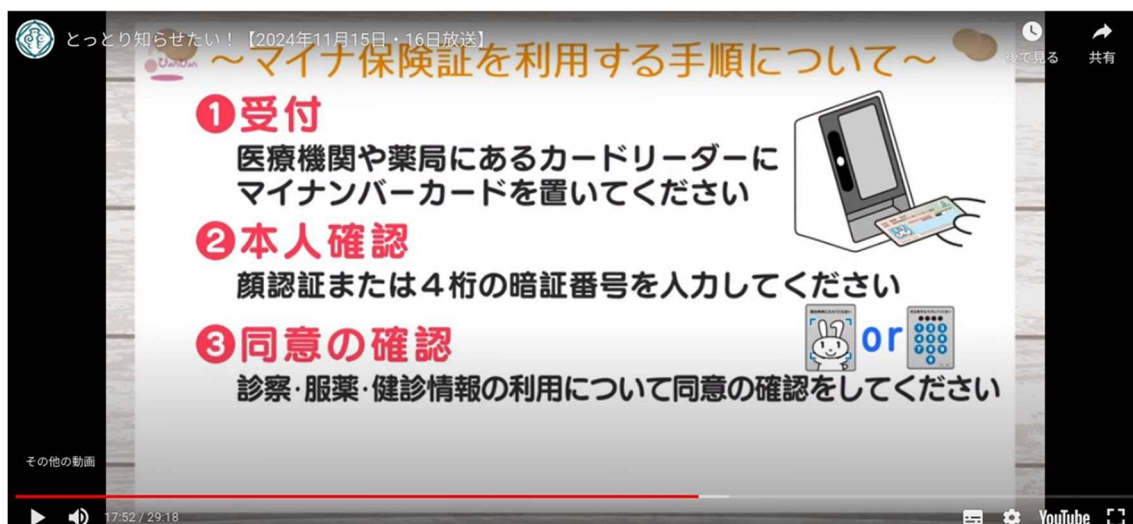
Q マイナ保険証を利用していれば、国民健康保険・後期高齢者医療・75歳未満で加入する人の加入・脱退手続きは不要です。A マイナ保険証を利用していても、加入・脱退手続きは必要です。

Q 資格確認書・資格情報のお知らせの交付には、申請が必要ですか？ A ご本人の申請によらず資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。12月2日以降に保険証の有効期限を迎える人には、有効期限までに資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。

国民健康保険・後期高齢者医療のQ&A
本庁舎保険年金課
国民健康保険・9番窓口
☎ 0857-30-8222
後期高齢者医療・13番窓口
☎ 0857-30-8225
☎ 0857-20-3906

ケーブルテレビ(12ch)の広報番組(2024年11月15日・16日放送)

YouTube でも再視聴できます(<https://www.youtube.com/embed/MQnX3kvvqrs>)



健康保険証の廃止について

更新日: 2024年 11月 29日

令和6年12月2日をもって、健康保険証は廃止されます。

マイナンバーカードと健康保険証(以下、保険証)の一体化に基づき、令和6年12月2日から現行の保険証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録されたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

お手元にある保険証は、有効期限(最長で令和7年7月31日)までお使いいただけます。

現行の保険証が廃止された後も、令和6年12月1日の時点でお手元にある保険証は有効期限(最長で令和7年7月31日)までお使いいただけますので、廃棄しないようお願いします。

※廃止日以降は紛失等した場合でも現行の保険証の再発行はできません。

令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

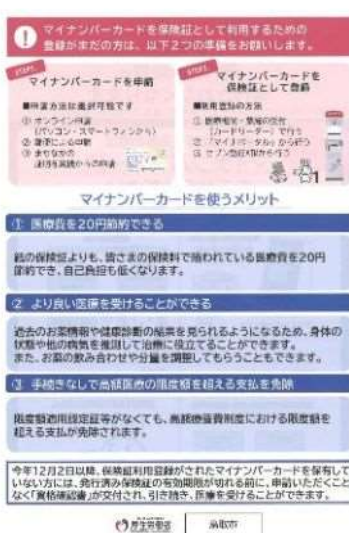
令和6年12月2日以降に国保の加入手続きや保険証再発行の手続き等をされた場合、保険証に代わり、下記の書類を交付します。
また、保険証の有効期限(最長で令和7年7月31日)を迎える前に下記の書類を郵送します。

マイナ保険証を利用できない方・・・「資格確認書」

「資格確認書(現行の保険証と同じサイズ)」は、医療機関に提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。
対象となる人はマイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証利用登録をしていない人等です。

マイナ保険証を利用できる方・・・「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ(A4サイズ)」は、ご自身の資格情報を簡易に確認でき、マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただくものです。これはマイナポータルから確認できる「わたしの情報」の画面でも代用できます。
対象となる人はマイナ保険証利用登録をしている人です。



記者発表資料	
令和 6 年 11 月 15 日	
担当課 (担当)	デジタル戦略課（山根） 保険年金課（池上） 市民課（北村）
電 話	市民課 30-8190 （内線 7340）

マイナ保険証サポート窓口の設置について

市民の皆さんにマイナ保険証へスムーズに移行していただけるよう、以下のとおり対応することとします。

1 概要

（1）現行の保険証の廃止時期

- ・マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日に廃止（新たに交付を行わない）
- ・廃止時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長 1 年間は引き続き使用可能（有効期限まで使用可能）

（2）健康保険証廃止後の予定について

マイナ保険証を保有している方

ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合変更時等に「資格情報のお知らせ」が保険者から交付

（オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で、マイナ保険証と一体で携帯することで受診可能）

マイナ保険証を保有していない方

申請無しで各保険者から「資格確認書」を交付

2 専用窓口（臨時）の設置

1 番窓口の横（東側）に、0 番窓口「マイナ保険証サポート窓口（仮称）」を臨時的に設置します。

（1）期 間：令和 6 年 11 月 20 日（水）～12 月 27 日（金）

（終期については、状況に応じて変更）

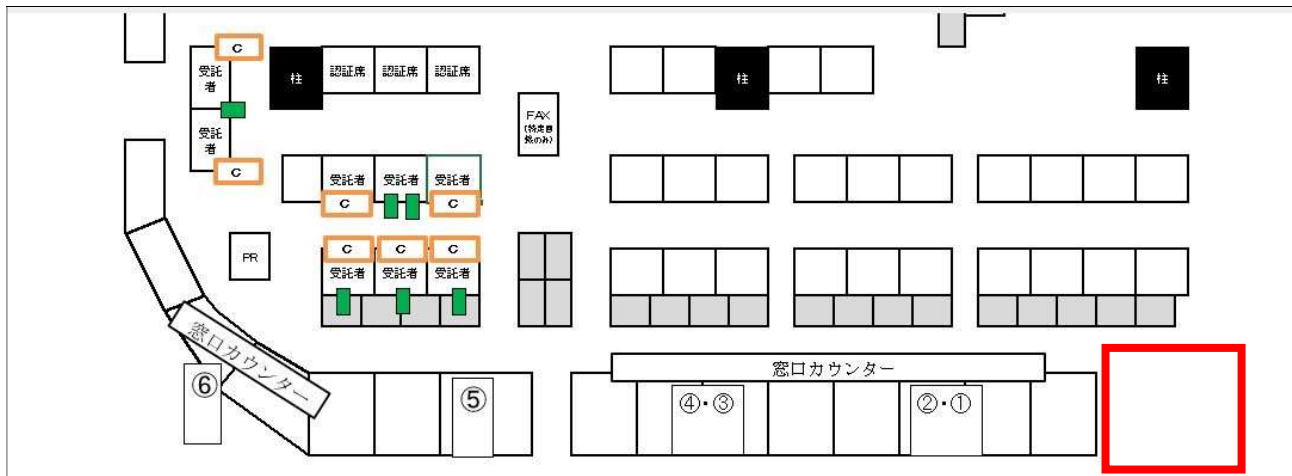
（2）対象者：マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する手続きの方

（4 桁の暗証番号がわかっている方）

（3）体 制：

デジタル戦略課、保険年金課、市民課の 3 課でシフトを決めて対応。

(4) サポート窓口の位置図



*机、椅子、パーティションを設置し、
利用登録を行う。

「マイナ保険証サポート窓口」

3 その他

保険年金課でも、国保や後期高齢の手続きの流れでマイナ保険証の利用登録の申出があった場合はサポートできる環境を整えている。